

東京医療保健大学東が丘看護学部自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 東が丘看護学部の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 東が丘看護学部教授会において任命する教員
- (2) 東が丘事務部長
- (3) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施方法
- (2) 自己点検・評価の分析
- (3) 自己点検・評価結果に基づく改善に関すること
- (4) 自己点検・評価結果の公表に関すること
- (5) 第三者評価に関すること
- (6) その他

(委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

(議事)

第5条 委員長は委員会を招集し議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は令和2年4月1日から施行する。